



望月綜合法務事務所便り

連絡先：〒612-8411

京都市伏見区竹田久保町2番地

TEL/FAX：(075) 756-7687

URL：http://www.office-mochizuki.com (メールはこちら)

男女の金銭感覚と最近のお小遣い事情

◆男女の金銭感覚の違いは？

東京スター銀行では、株式会社アイシェアと共同で今年4月行った「男女の金銭感覚調査」の結果を発表しました。調査対象はネットユーザー男女1,275名で、非常に興味深い内容となっています。

◆夫が妻にしてほしくない節約術

既婚男性に聞いた「奥様にしてほしくない節約術・やりくり」という質問(複数回答)では、上位1～3位は以下の結果となっています。

- (1)「スーパーのビニール袋を大量に持って帰る」(53.8%)
- (2)「よほど汚れてない限り、風呂の水は2回使う」(44.1%)
- (3)「1円でも安いものを探してスーパーをハシゴする」(39.3%)

◆家計管理はどちらが行う？

また、未婚者に聞いた「将来結婚したら自分で家計を

管理したいと思うか」という質問では、「自分で管理したい」「どちらかという自分で管理したい」を合わせた「管理したい」派の人は、男性61.2%、女性84.6%でした。

未婚の男性が家計を自分で管理したい理由(複数回答)のトップは、「自分で家計をコントロールしたいから」(50.2%)。未婚の女性が自分で管理したい理由のトップは「相手に任せっきりにしてしまうと不安だから」(65.0%)という結果でした。

◆最近のお小遣い事情は？

新生フィナンシャルが運営するカードローンのブランド「レイク」からは、「2010年サラリーマンの小遣い調査」の結果が発表されています。調査はインターネット上で行われ、20～50代のサラリーマン約1,000名が回答しています。

◆毎月4万6,000円

「毎月の小遣い額」は4万6,000円でした。不況の影響か、前年よりも5,000円もダウンし、ダウンは3年連続で

す。なお、「理想の小遣い額」は6万1,300円となっています。

毎月の小遣い額が最多だったのは1990年で、このときは7万6,000円でした。

◆サラリーマンはワンコインランチ

昼食代に関する調査では、1食当たり500円で、まさに「ワンコインランチ」となっています。これは過去10年間の調査で最低の金額です。

新しい年金制度はどうなっていくのか？

◆不安・不信は払拭されるか？

政府内に設置されている「新年金制度に関する検討会」では、6月下旬に新しい年金制度に関する7項目の基本原則を発表しました。年金制度に対する国民の不安感・不信感が増す中、どのような制度を作り上げていくのでしょうか。

◆示された7つの原則

上記の検討会が示した7つの原則は、次の通りです。政府は、2013年に関連法案



を国会に提出し、2014年度以降の導入を目指しています。

- (1)「年金制度の一元化」
- (2)「最低保障年金の導入」
- (3)「負担と給付の関係の明確化」
- (4)「持続可能な制度の構築」
- (5)「年金記録の確実な管理・チェック」
- (6)「未納・未加入ゼロ」
- (7)「国民的議論による制度の設計」

◆「年金制度の一元化」と「最低保障年金の導入」

新制度の大きな柱は、「年金制度の一元化」と「最低保障年金の導入」です。これらは昨年8月に行われた衆議院選挙における民主党のマニフェストにも示されていました。

このときのマニフェストによれば、「年金制度の一元化」とは、すべての人が同じ年金制度に加入し、職業が変わっても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化することであり、「最低保障年金の導入」とは、消費税を財源とし、すべての人が7万円以上(減額の

場合あり)の年金を受け取れるようにすることです。

◆国民が納得できる制度を

先頃行われた参議院選挙で民主党が敗れて「国会のねじれ現象」が生じたため、法案作成の先行きは非常に不透明だともいえます。しかし今後、新制度に関する議論が重ねられ、多くの国民が納得できる新しい年金制度が構築されていくことが望まれます。

8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払

報告書の提出

[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

当事務所よりひとこと

●労務・人事管理、給与計算、就業規則見直し、労基署・社保事務所の調査の立会いについて、疑問やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい